

月形町環境保全推進協議会だより

令和 7 年度

(令和 7 年 8 月発行)

月形町環境保全推進協議会は、昭和 39 年 9 月に「月形町市街地区衛生協議会」として発足後、全町的に生活環境の保全に関する町民運動を展開することを目的に、改名、改組が行われ、現在は全 13 行政区と町や商工会、農協、改良区など 11 団体を合わせた計 24 名の代議員と議会や警察など 7 名のオブザーバーで構成され、活動を行っています。



【主な活動】

▶不法投棄巡回監視

毎年春から秋までを不法投棄巡回監視期間とし、代議員を中心に地域の見回りをするほか、啓発活動として本年度も不法投棄禁止の「のぼり」を町内に設置します。

近年、廃棄物の不法投棄や不適正処理は、北海道や各市町村、警察、関係団体の積極的な取り組みにより減少傾向にあります。定期的かつ継続的な状況確認と速やかな対応が何よりも有効です。今後も「地域目」が行き届いた取り組みを展開し、廃棄物の不法投棄や不適正処理の防止に努めていきます。

▶啓発情報紙の発行

本年度も本協議会の活動内容やごみの減量化、公衆衛生、環境美化など生活環境の保全を目的とした啓発情報紙の発行を予定しています。

▶街頭啓発事業

町内のイベントに合わせて、ごみ減量、不法投棄防止などの啓発グッズ配付を行う活動です。

▶環境美化活動

町内の環境美化を目的としたごみ拾い事業を実施しています。道の駅となったことにより、ごみのポイ捨てが懸念される皆楽公園エリアを重点的にごみを拾う予定です。ご協力いただける方を広く募集したいと考えていますので、積極的なご参加をお願いします。

本年度も、皆さんが気持ちよく過ごせる「きれいなまち月形町」を目指して、本協議会活動を行います。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

ホームタンクや事業所の貯蔵タンクからの 油流出事故にご注意ください

○油流出事故と河川との関係

河川の水は、かんがい用水などに利用されていますが、油流出事故の発生により河川等へ油が流れ込んだ場合、取水停止など重大な被害を与える可能性があります。また、河川で生活する魚類等の生物にも大きな影響を与えます。

○油が河川に流出した場合

例年、一般家庭のホームタンクや事業所の貯蔵タンクから灯油等の燃料漏れが原因で、河川に流れ出す事故が多く発生しています。

その原因として、タンクの配管が老朽化していたり、タンクへの給油中の油漏れ、工場内のボイラーの送油管損傷が考えられますが、その多くは点検不備や操作ミスによるものです。

日頃から油の取り扱いに注意し、点検を行っていれば、河川への流出事故を防ぐことは十分に可能です。なお、油類の事故により、河川等に流出した場合、**その回収、処理に要した費用は、原因者の負担**となりますので、十分な注意が必要です。

『きれいな河川を守るためにも、油の取り扱いに十分注意を』

- ・タンク、配管の点検
- ・給油中は目を離さない、その場を離れない
- ・バルブの閉め忘れがないか確認
- ・油がこぼれたら速やかに回収

野焼きは犯罪です！

外で物を燃やす事は法律で禁止されています。

野焼きをした場合、**5年以下の拘禁刑、1,000万円以下の罰金のいずれか、または両方が科られます。**



地面でそのまま



ブロックや石で囲んで



ドラム缶



一斗缶など